

③

令和 6 年 3 月

# 第 1 回徳島市議会定例会議案

( 条 例 議 案 )



## 目 次

	ページ
議案第 19 号 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	1
議案第 20 号 徳島市職員定数条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	4
議案第 21 号 とくしま動物園魅力向上基金条例を定めるについて ……………	5
議案第 22 号 徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	7
議案第 23 号 徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	11
議案第 24 号 徳島市介護保険条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	16
議案第 25 号 徳島市立幼稚園条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	19
議案第 26 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めるについて ……………	20
議案第 27 号 徳島市水道事業条例及び水道法に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて ……………	26

議案第 28 号	徳島市民病院事業条例の一部を改正する条例を定めるについて	36
議案第 29 号	消防事務手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて	37
議案第 30 号	徳島市消防団員の定数，任用，給与，分限及び懲戒，服務等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて	38
議案第 31 号	消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて	41

徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年徳島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第2の1の項中「生活保護関係情報の」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）の」に改め、同表の1の2の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報の」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）

の」に改め、同表の2の項中「障害者関係情報、特別児童扶養手当関係情報」を「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）」に、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）」を「同法」に、「地方税関係情報、介護保険給付等関係情報」を「地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」に改め、同表の3の項中「児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」に改め、同表の5の項中「（昭和24年法律第283号）」を削り、同表の6の項中「（昭和25年法律第144号）」を削り、同表の7の項中「（昭和25年法律第226号）」を削り、同表の9の項中「（昭和35年法律第37号）」を削り、同表の10の項中「（昭和36年法律第238号）」を削り、同表の15の項中「（平成9年法律第123号）」を削り、同表の19の項中「児童手当関係情報」を「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）」に改める。

## 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から  
施行する。

徳島市職員定数条例の一部を改正する条例を定めるについて  
徳島市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

徳島市職員定数条例の一部を改正する条例

徳島市職員定数条例（昭和27年徳島市条例第38号）の一部を次のように  
改正する。

第1条の見出し中「この条例の」を削る。

第2条中「の各号」を削り、「もの」を「者」に改め、同条第2号中「職」  
の右に「にある者」を加える。

第3条中「に掲げる」を「の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定  
める」に改め、同条第5号中「450人」を「490人」に改める。

第5条中「第3条」を「第3条各号」に改め、「当該事務部局内の」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



とくしま動物園魅力向上基金条例を定めるについて  
とくしま動物園魅力向上基金条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

とくしま動物園魅力向上基金条例

(設置)

第1条 とくしま動物園における飼育環境の整備等を推進し、市民のレクリエーション及び学びの場としての魅力の向上を図るため、とくしま動物園魅力向上基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

2 基金をより効果的に運営するため、基金の設置目的に沿う市民等の寄附金は、前項の積み立てる額に充てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、飼育環境の整備等を推進するための経費に充てるもののほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、飼育環境の整備等を推進するための経費に充てる場合に限り、その一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 4 日提出

徳島市長 内 藤 佐和子

徳島市営住宅条例の一部を改正する条例

徳島市営住宅条例（平成 9 年徳島市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに」を「及び」に改める。

第 4 条第 2 項中「，ラジオ等で」を「への掲載その他の方法により」に改める。

第 5 条中「次の各号に掲げる事由の一」を「次に掲げる事由のいずれか」に改める。

第 6 条第 2 項中「の各号」を削り，同項第 8 号中「ア又はイ」を「アからウまで」に改め，同号ア中「の規定による保護」を「若しくは児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 23 条第 1 項本文の規定による保護」に改め，同号イ中「第 10 条第 1 項」の右に「又は第 10 条の 2」を，「おいて」の右に「これらの規定を」を加え，同号に次のように加える。

ウ 配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について（平成 20 年 5 月 9 日雇児福発第 0509001 号）に基づき女性相談支援センターが発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書  
その他これに準ずる書類を市長に提出した者

第 9 条第 1 項中「各号の一」を「いずれか」に改め，同項第 4 号中「立ち退き」を「立退き」に改める。

第16条第4項中「以下「旧令」を「第32条において「旧令」に改める。

第17条第1項及び第19条中「各号の一」を「いずれか」に改める。

第21条第2項中「一」を「いずれか」に改める。

第33条第4項中「各号の一」を「いずれか」に改める。

第38条（見出しを含む。）中「一時立ち退き」を「一時立退き」に改める。

第44条第1項各号列記以外の部分中「各号の一」を「いずれか」に改め、  
「において」を削る。

第51条中「各号の一」を「いずれか」に改める。

第54条中「の各号」を削る。

第57条第1項中「及び改良法第29条第1項」を「（改良法第29条第1  
項において準用する場合を含む。）」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

1 公営住宅

名称	位置
新蔵住宅	新蔵町3丁目
安宅住宅	安宅一丁目
城東住宅	城東町一丁目
住吉東住宅	城東町二丁目
佐古住宅	佐古八番町
南佐古住宅	南佐古五番町
末広住宅	末広四丁目
北島田住宅	北島田町3丁目，中島田町4丁目
中島田住宅	中島田町3丁目
南島田住宅	南島田町4丁目
名東2丁目住宅	名東町2丁目
名東3丁目住宅	名東町3丁目
久光住宅	名東町3丁目
灘住宅	北田宮一丁目
広坪住宅	北田宮二丁目
矢三住宅	北矢三町二丁目
矢三西住宅	北矢三町三丁目
不動住宅	不動東町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
樋口住宅	上八万町樋口
明善住宅	上八万町下中筋
一宮住宅	一宮町東丁・西丁，国府町矢野
竹須賀住宅	川内町竹須賀
宮島住宅	川内町宮島錦野
応神住宅	応神町東貞方・吉成
国分寺住宅	国府町西矢野
芝原住宅	国府町芝原

## 2 改良住宅

名称	位置
新蔵住宅	新蔵町3丁目
昭和住宅	昭和町7丁目
福島住宅	福島一丁目
北住吉住宅	住吉四丁目
常三島住宅	中常三島町3丁目
北島田住宅	北島田町2丁目・3丁目
不動住宅	不動本町1丁目・2丁目，不動東町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
応神住宅	応神町東貞方・吉成

### 附 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。

徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて  
徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 4 日提出

徳島市長 内 藤 佐和子

徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

徳島市国民健康保険条例（昭和 38 年徳島市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、「以下第 13 条」を「第 13 条」に改め、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、「徳島県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号ウ中「第 81 条の 2 第 4 項」を「第 81 条の 2 第 5 項」に改め、同号エ中「第 81 条の 2 第 9 項第 2 号」を「第 81 条の 2 第 10 項第 2 号」に改め、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費，入院時生活療養費，保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費，特別療養費，移送費，高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに徳島県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」を削り、同条第 2 号イ中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

第9条の3第2号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第10条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の見出し並びに同条第1項各号列記以外の部分及び第1号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者総数等」を「被保険者総数等」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第13条の2から第13条の5までを次のように改める。

第13条の2から第13条の5まで 削除

第13条の5の2を削る。

第13条の6を次のように改める。

（基礎賦課限度額）

第13条の6 第10条の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。

第13条の6の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、徳島県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第13条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改



め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第13条の6の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の6の5の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額」を「後期高齢者支援金等賦課総額」に、「額を一般被保険者」を「額を被保険者」に改め、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第13条の6の6を次のように改める。

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第13条の6の6 第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。

第13条の6の7から第13条の6の10までを削る。

第13条の7第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第14条第2項中「及び第13条の3」を削り、同条第3項中「及び第13条の6の7」を削る。

第15条第1項中「特定基礎賦課額」を「第10条の基礎賦課額」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同条第3項中「基礎賦課額は」を「基礎賦課額」に、「後期高齢者支援金等賦課額は」を「後期高齢者支援金等賦課額」に、「特定基礎賦課額」を「第10条」に、「特定後期

高齢者支援金等賦課額」を「第13条の6の3」に、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「基礎賦課額は」を「基礎賦課額」に、「介護納付金賦課額は」を「介護納付金賦課額」に、「特定基礎賦課額」を「第10条」に改め、「の介護納付金賦課額」を削る。

第15条の3第1項中「又は第13条の5」を削り、同条第3項中「又は第13条の5」及び「又は第13条の6の8」を削り、同条第4項中「又は第13条の5」を削り、同条第6項中「又は第13条の5」及び「又は第13条の6の8」を削る。

第15条の4第1項中「特定基礎賦課額」を「第10条の基礎賦課額」に改め、同条第3項中「基礎賦課額は」を「基礎賦課額」に、「後期高齢者支援金等賦課額は」を「後期高齢者支援金等賦課額」に、「特定基礎賦課額」を「第10条」に、「特定後期高齢者支援金等賦課額」を「第13条の6の3」に、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「基礎賦課額は」を「基礎賦課額」に、「介護納付金賦課額は」を「介護納付金賦課額」に、「特定基礎賦課額」を「第10条」に改め、「の介護納付金賦課額」を削り、同条第5項中「特定基礎賦課額」を「第10条の基礎賦課額」に改め、同条第7項中「基礎賦課額は」を「基礎賦課額」に、「後期高齢者支援金等賦課額は」を「後期高齢者支援金等賦課額」に、「特定基礎賦課額」を「第10条」に、「特定後期高齢者支援金等賦課額」を「第13条の6の3」に、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「基礎賦課額は」を「基礎賦課額」に、「介護納付金賦課額は」を「介護納付金賦課額」に、「特定基礎賦課額」を「第10条」に改め、「の介護納付金賦課額」を削る。

第19条第1項中「該当し、若しくは該当しなくなった」を「該当した」に改め、「若しくは該当しなくなった日」を削り、同項第1号中「特定基礎賦課額又は特定後期高齢者支援金等賦課額」を「第10条又は第13条の6の3の

額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の徳島市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

徳島市介護保険条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

徳島市介護保険条例の一部を改正する条例

徳島市介護保険条例（平成12年徳島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「40,080円」を「36,473円」に改め、同項第2号中「56,112円」を「54,910円」に改め、同項第3号中「60,120円」を「55,311円」に改め、同項第6号から第8号までの規定中「又は第11号イ」を「,第11号イ,第12号イ,第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号ア中「500万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「,第11号イ,第12号イ,第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第10号ア中「500万円」を「420万円」に、「800万円」を「520万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「,次号イ,第12号イ,第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第11号ア中「800万円」を「520万円」に、「1,000万円」を「620万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の右に「,次号イ,第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第12号中「184,368円」を「208,416円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第11号の次に次の3号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 184,368円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満である者であり、かつ、

前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 192,384円

ア 合計所得金額が720万円以上820万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 200,400円

ア 合計所得金額が820万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第5条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「24,048円」を「22,846円」に改め、同項第2号中「40,080円」を「38,878円」に改め、同項第3号中「56,112円」を「54,910円」に改める。

第7条第3項中「若しくは第11号イ」を「第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に、「第11号まで」を「第14号まで」に改

める。

附則第2条から第8条までを削り，附則第9条を附則第2条とし，附則第10条から附則第12条までを削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は，令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の徳島市介護保険条例の規定は，令和6年度以降の年度分の保険料について適用し，令和5年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

徳島市立幼稚園条例の一部を改正する条例を定めるについて  
徳島市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

徳島市立幼稚園条例の一部を改正する条例

徳島市立幼稚園条例（昭和39年徳島市条例第49号）の一部を次のように  
改正する。

第9条の見出しを「（管理についての必要事項）」に改める。

別表の徳島市立八万南幼稚園の項を削り，同表中

「

徳島市立上八万幼稚園	徳島市上八万町樋口151番地の1
徳島市立入田幼稚園	徳島市入田町笠木11番地

を

「

徳島市立入田幼稚園	徳島市入田町笠木11番地
徳島市立上八万幼稚園	徳島市上八万町樋口151番地の1

に

改める。

附 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に  
関する条例を定めるについて

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
を次のように定める。

令和6年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第1条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和30年徳島市条例  
第6号)の一部を次のように改正する。

第11条中「この条, 第13条第4項及び第19条第1項において」を削  
る。

第11条の2中「6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの  
日を「基準日」という。)」を「基準日」に改める。

第13条第2項中「扶養手当」の右に「, 地域手当」を加える。

第15条第1項中「任命権者」を「管理者」に, 「外」を「ほか」に改め  
る。

第18条第1項中「期末手当」の右に「, 勤勉手当」を加え, 同条第2項  
中「(勤勉手当に係る部分を除く。)」を削る。

第19条第1項中「日において1会計年度内における任期が6月以上ある  
会計年度任用職員」を「基準日において任期の定めが6月以上の会計年度任  
用職員(管理者が定める者を除く。)」に改め, 同条第2項中「前項」を「



前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが6月に満たない会計年度任用職員であって、基準日の属する会計年度内及び当該会計年度の前会計年度内における会計年度任用職員としての任期（管理者が定めるものに限る。）の合計が6月以上であるものは、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなして、前項の規定を適用する。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の勤勉手当）

第20条 会計年度任用職員に係る勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職し、それぞれの基準日において任期の定めが6月以上の会計年度任用職員（管理者が定める者を除く。）に支給する。

2 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが6月に満たない会計年度任用職員であって、基準日の属する会計年度内及び当該会計年度の前会計年度内における会計年度任用職員としての任期（管理者が定めるものに限る。）の合計が6月以上であるものは、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなして、前項の規定を適用する。

3 前2項に定めるもののほか、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給については、第11条の2の規定を準用する。

附則第2項中「任用せられた」を「任用された」に、「再計算せられる」を「再計算される」に改める。

附則第3項及び第4項を削る。

附則第5項中「第20条第1項」を「第21条第1項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第6項中「徳島市職員の給与に関する条例」の右に「（昭和26年徳島市条例第1号）」を加え、同項を附則第4項とする。

（技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第2条 技能職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和39年徳島市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第11条中「この条、第13条第4項及び第19条第1項において」を削る。

第12条中「6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）」を「基準日」に改める。

第13条第2項中「扶養手当」の右に「，地域手当」を加える。

第18条第1項中「期末手当」の右に「，勤勉手当」を加え、同条第2項中「（勤勉手当に係る部分を除く。）」を削る。

第19条第1項中「日において1会計年度内における任期が6月以上ある会計年度任用職員」を「基準日において任期の定めが6月以上の会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが6月に満たない会計年度任用職員であつて、基準日の属する会計年度内及び当該会計年度の前会計年度内における会計年度任用職員としての任期（規則で定めるものに限る。）の合計が6月以上であるものは、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなして、前項の規定を適用する。

第19条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の勤勉手当）

第19条の2 会計年度任用職員に係る勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職し、それぞれの基準日において任期の定めが6月以上の会計年度任用職員

(規則で定める者を除く。)に支給する。

2 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが6月に満たない会計年度任用職員であつて、基準日の属する会計年度内及び当該会計年度の前会計年度内における会計年度任用職員としての任期(規則で定めるものに限る。)の合計が6月以上であるものは、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなして、前項の規定を適用する。

3 前2項に定めるもののほか、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給については、第12条の規定を準用する。

(公営企業の業務のうち議会の議決に付すべき事項を定める条例の一部改正)

第3条 公営企業の業務のうち議会の議決に付すべき事項を定める条例(昭和41年徳島市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条中「あつては」を「あつては、」に改める。

第3条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

第4条中「あつては」を「あつては、」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年徳島市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第8条中「地方公務員法」の右に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

(徳島市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正)

第5条 徳島市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例(令和元年

徳島市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「期末手当」の右に「及び勤勉手当」を加える。

第13条第1項中「12月1日」の右に「(以下この条及び次条において「基準日」という。)」を加え、「日において1会計年度内における任期が6月以上ある」を「基準日において任期の定めが6月以上の」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「, 給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の130」とし」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが6月に満たない会計年度任用職員であって、基準日の属する会計年度内及び当該会計年度の前会計年度内における会計年度任用職員としての任期(規則で定めるものに限る。)の合計が6月以上であるものは、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなして、前項の規定を適用する。

第18条を第19条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り下げる。

第14条中「よりがたい」を「より難しい」に改め、同条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第14条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職し、それぞれの基準日において任期の定めが6月以上の会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)に支給する。

2 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが6月に満たない会計年度任用職員であって、基準日の属する会計年度内及び当該会計年度の前会計年度内における会計年度任用職員としての任期(規則で定めるものに限る。)の合計が6月以上であるものは、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員

とみなして、前項の規定を適用する。

- 3 前2項に定めるもののほか、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給については、給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、日額又は時間額で給料を定める1号職員の勤勉手当基礎額は、月額に換算して計算する。

(徳島市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第6条 徳島市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年徳島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

徳島市水道事業条例及び水道法に係る布設工事監督者の配置基準  
及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一  
部を改正する条例を定めるについて

徳島市水道事業条例及び水道法に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基  
準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を次の  
ように定める。

令和 6 年 3 月 4 日提出

徳島市長 内 藤 佐和子

徳島市水道事業条例及び水道法に係る布設工事監督者の配置基準及び資  
格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する  
条例

(徳島市水道事業条例の一部改正)

第 1 条 徳島市水道事業条例（昭和 33 年徳島市条例第 22 号）の一部を次の  
ように改正する。

第 1 条中「もつて」を「もって」に改める。

第 1 条の 2 第 2 項中「次の」を「別表第 1 の」に改め、同項各号を削り、  
同条第 3 項中「前項第 1 号」を「前項」に改める。

第 6 条第 1 項中「が、給水区域内」を「が給水区域内」に、「、管理者に  
おいて」を「管理者が」に改め、同条第 2 項中「を不適當」を「について不  
適當である」に、「変更」を「これを変更」に改める。

第 7 条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

所有者又は使用者（給水装置の使用者をいう。以下同じ。）は、次のい  
ずれかに該当するときは、総代人を選定し、管理者に届け出なければなら

ない。

第7条第2項中「を不適當」を「について不適當である」に、「変更」を「これを変更」に改める。

第9条第3項ただし書中「よつて」を「よって」に改め、同条第4項中「怠つた」を「怠った」に改める。

第10条第1項中「，又は」を「又は」に改める。

第13条第2項中「，前項」を「前項」に改め、同条第3項中「現に」を「，現に」に、「，第1項」を「第1項」に、「適合しなくなつた」を「適合しなくなつた」に改める。

第14条第1項中「撤去工事」を「撤去に係る工事（以下この章において「工事」という。）」に改め、同項ただし書中「あつては」を「あつては」に、「工事しゅん工後」を「工事のしゅん工後に」に改め、同条第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第15条を次のように改める。

（給水装置の位置）

第15条 給水装置の位置は、前条第1項の申込みをした者（以下「工事申込者」という。）が指定するものとする。ただし、その位置について不適當であると認めるときは、管理者は、これを変更させることができる。

第16条の見出し中「工事申込み」を「工事の申込み」に改め、同条中「各号の」を削り、同条第1号中「指定」を「工事申込者が、指定」に、「工事費」を「工事の費用」に改め、同条第2号中「申込み」を「工事申込者が、申込み」に改め、同条第3号中「申込者」を「工事申込者」に改める。

第17条第1項中「施行する」を「施行するものとする」に改め、同条第2項中「，工事を」を「工事を」に、「工事しゅん工後」を「工事のしゅん工後に」に改め、同条第3項ただし書中「当該工事」の右に「の内容」を加

え、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「、又は」を「又は」に改める。

第19条第1項中「給水装置の工事費」を「工事の費用」に改め、同項ただし書中「の費用で施行することを」を「において負担することが」に改め、同条第2項中「修繕工事費」を「修繕に係る費用」に改める。

第20条の見出し中「工事費」を「工事の費用」に改め、同条第1項中「給水装置の工事費は」を「場合における工事の費用は、」に改め、同条第3項中「工事費」を「工事の費用」に、「別に」を「、別に」に改める。

第21条の見出し中「工事費」を「工事等の費用」に改め、同条第1項中「給水工事を施行するときは」を「工事を施行する場合は、工事申込者は」に改め、同項ただし書中「この」を「、この」に改め、同条第2項から第4項までを次のように改める。

2 管理者は、工事の施行後に前項の概算額を精算し、これに過不足がある場合は、当該過不足について還付又は追徴するものとする。ただし、当該過不足の額が還付又は追徴に要する費用に満たない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、官公署に係る工事については、当該工事のしゅん工後に工事の費用を納付することができる。

4 給水装置の修繕に係る費用は、随時これを徴収するものとする。

第23条第1項中「、その給水装置を譲渡するか又はみずからの」を「その給水装置を譲渡し、又は自らの」に改め、同条第2項中「負担させる」を「負担させるものとする」に改め、同条第3項中「その放置された部分の権利は」を「当該部分の権利を所有者が」に、「みなし、管理者が当該部分を撤去するか又は放置された当該部分を」を「みなして、当該部分を管理者が撤去し、又は」に改める。



第24条中「よつて」を「よって」に、「これに」を「において、当該施行に」に改める。

第26条中「工事費，修繕費」を「工事及び修繕に要する費用」に、「ともに」を「についても」に改め，同条ただし書中「すでに納付した」を「既に納付されている」に改める。

第27条第1項中「，公益上その他」を「その他公益上」に，「及び法令又は」を「又は法令若しくは」に，「することはない」を「してはならない」に改め，同条第2項中「給水」を「管理者は，給水」に，「予告する」を「予告するものとする」に改め，同項ただし書中「この」を「，この」に改め，同条第3項中「，停止」を「若しくは停止」に，「又は漏水のため，若しくは」を「，漏水又は」に，「，過失」を「若しくは過失」に，「あつても市は」を「あつても，市は」に改める。

第28条第1項中「市の」を「，市の」に改め，同項ただし書中「この」を「，この」に改め，同条第2項中「設置し」を「管理者が設置するものとし」に，「位置は」を「位置についても」に改める。

第29条第1項中「，管理者が設置して」を削り，同条第2項中「前項の保管者は善良な」を「メーターを保管する者は，善良な」に，「もつて」を「もつて」に改め，同条第3項中「保管者」を「メーターを保管する者」に，「怠つたために，」を「怠つたことにより」に，「亡失又はき損した」を「亡失し，又は毀損した」に改め，同条第4項中「について」を「の使用に当たって」に改める。

第30条中「各号の」を削り，同条第2号中「用途」を「水道の用途」に改め，同条第3号中「消火演習」を「水道を消火演習（以下「演習」という。）」に改める。

第31条中「各号の」を削り，「速やかに」を「，速やかに」に改め，同

条第1号中「あつた」を「あった」に改め、同条第2号中「あつて」を「あって」に、「あつた」を「あった」に改め、同条第3号中「消火」を「水道を消火」に改める。

第32条第1項中「常に」を「, 常に」に、「封かんし」を「封かんするものとし」に改め、同条第2項中「の立会を要する」を「が立ち会わなければならない」に改め、同条第3項中「火災の場合」を「, 火災が生じた場合には, 」に改める。

第33条第1項中「給水装置」を「管理者は, 給水装置」に、「, 使用者」を「使用者」に、「あつた」を「あった」に、「管理者がこれを行い, 検査の結果を請求者に通知する」を「検査を行った上でその結果を通知するものとする」に改め、同条第2項中「, 特別」を「特別」に、「その」を「管理者は, その」に、「徴収する」を「徴収するものとする」に改める。

第34条中「の事由」を削り、「住民に対する給水の」を「その」に、「認めた」を「認められる」に、「定め, 当該」を「定めて」に、「ことがある」を「ことができる」に改める。

第35条の2第1項中「以下」を削り、「の口径に応じて次の表」を「について, 次の表の左欄に掲げるメーターの口径に応じ, 同表の右欄」に改め、同項ただし書中「応ずる」を「応じた」に改める。

第35条の3第1項中「各号の」を削り、同条第2項中「当該」を「, 当該」に、「, 管理者」を「管理者」に改める。

第35条の4中「分担金」を「前条の分担金」に改め、「により当該通知書」を削り、「一括納入」を「, 当該通知書により一括納入」に改める。

第36条第2項中「に該当する」を「の管理者が認めるものに係る」に改める。

第37条中「別表第1」を「別表第2」に改める。

第38条第1項中「, あらかじめ」を「あらかじめ」に, 「, 算定」を「算定」に改め, 同条第3項中「水道」を「前2項の規定にかかわらず, 水道」に, 「中止又は」を「中止し, 又は」に改め, 「, 前2項の規定にかかわらず」を削り, 「, 料金」を「料金」に改める。

第39条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

管理者は, 次のいずれかに該当する場合は, 使用水量を認定し, 料金を算定することができる。

第39条第1項第1号中「あつた」を「あった」に改め, 同条第2項中「, 1個」を「1個」に, 「みなし, 料金」を「みなして料金」に改める。

第41条第1号中「別表第1の1 水道料金の表」を「別表第2の1の表」に, 「別表第1の2 メーター使用料金の表」を「別表第2の2の表」に改める。

第42条第2項中「あつた」を「あった」に改める。

第43条中「, 事実」を「事実」に改める。

第44条第1項中「納付制又は口座振替制」を「納入通知書による納付又は口座振替の方法による納付」に改め, 同条第2項中「中止又は」を「中止し, 又は」に改める。

第45条第1項中「別表第2」を「別表第3」に改め, 「申込者から」を削り, 同条第2項中「当たつて」を「当たって」に改め, 同条第3項中「特別」を「, 特別」に改める。

第46条中「この」を「管理者は, この」に, 「を指定された」を「が指定された」に, 「納付しない」を「納付されない」に, 「督促する」を「督促するものとする」に改める。

第47条中「によつて納付しなければならない」を「の規定により納付すべき」に改める。

第47条の3第1項中「定めるところ」を「規定」に改める。

第48条第1項中「管理上」を「, 管理上」に, 「ことがある」を「ことができる」に改める。

第49条中「各号の」を削り, 同条第1号中「, 60日」を「60日」に改め, 同条第2号中「, 使用中止」を「使用中止」に, 「あつて」を「あつて」に改める。

第50条中「各号の」を削り, 同条第1号中「条例」の右に「の規定」を加え, 「金額」を「もの」に改め, 同条第2号中「若しくは」を「又は」に改める。

第51条中「各号の」を削り, 同条第2号中「若しくは」を「又は」に改め, 同条第3号中「詐偽」を「偽り」に改める。

第52条中「詐偽」を「偽り」に, 「よつて」を「よって」に改める。

第53条中「料金その他」の右に「の事項」を加え, 「に対する」を「の規定に関し」に改める。

第54条中「管理者」を「, 管理者」に改める。

第55条中「徳島市水道」を「本市の水道」に改める。

附則第3項中「基いてした」を「基づいてした」に改める。

別表第2の3の表中「しゅん工検査手数料」を「しゅん工検査手数料」に改め, 別表第2を別表第3とし, 別表第1を別表第2とし, 附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第1条の2関係）

1 給水区域	(1) 行政区域内給水区域	<p>ア 徳島町の一部，徳島本町，中徳島町，新蔵町，中洲町の一部，幸町，寺島本町東，寺島本町西，元町，藍場町，一番町，八百屋町，通町，中通町，新内町，南内町，出来島本町，東出来島町，南出来島町，北出来島町及び両国本町</p> <p>イ 両国橋，富田町，籠屋町，紺屋町，東船場町，西船場町，新町橋，東新町，西新町，南新町，銀座，東大工町，西大工町の一部，東山手町の一部，西山手町の一部，寺町及び眉山町の一部</p> <p>ウ 栄町，鷹匠町，大道，幟町，弓町，伊賀町の一部，勢見町の一部及び西富田町の一部</p> <p>エ 富田浜，仲之町，南仲之町，秋田町，伊月町，富田橋，明神町，中央通，かちどき橋，二軒屋町の一部及び西二軒屋町の一部</p> <p>オ 昭和町の一部，中昭和町，南昭和町の一部及び万代町の一部</p> <p>カ 福島一丁目，福島二丁目，新南福島一丁目の一部，新南福島二丁目，安宅一丁目，安宅二丁目，安宅三丁目，大和町一丁目，大和町二丁目，住吉一丁目，住吉二丁目，住吉三丁目，住吉四丁目の一部，住吉五丁目の一部，住吉六丁目の一部，城東町一丁目及び城東町二丁目</p> <p>キ 助任橋，助任本町の一部，南前川町，南常三島町，北前川町，下助任町，吉野本町，中吉野町，上吉野町の一部，東吉野町の一部，中常三島町，北常三島町，中前川町及び上助任町の一部</p> <p>ク 佐古一番町，佐古二番町，佐古三番町，佐古四番町，佐古五番町，佐古六番町，佐古七番町，佐古八番町，南佐古一番町の一部，南佐古二番町の一部，南佐古三番町の一部，南佐古四番町の一部，南佐古五番町の一部，南佐古六番町の一部，南佐古七番町の一部，南佐古八番町の一部，北佐古一番町，北佐古二番町及び佐古山町の一部</p> <p>ケ 北沖洲一丁目，北沖洲二丁目の一部，北沖洲三丁目，北沖洲四丁目の一部，南沖洲一丁目の一部，南沖洲二丁目，</p>
--------	---------------	--

南沖洲三丁目，南沖洲四丁目の一部，南沖洲五丁目の一部，東沖洲一丁目，東沖洲二丁目，金沢一丁目の一部，金沢二丁目の一部，末広一丁目の一部，末広二丁目，末広三丁目，末広四丁目の一部，末広五丁目の一部，南末広町の一部及び北沖洲四丁目地先・南沖洲四丁目地先（小松島港流通港湾建設事業造成地）

コ 津田町一丁目の一部，津田町二丁目，津田町三丁目，津田町四丁目の一部，津田本町一丁目の一部，津田本町二丁目，津田本町三丁目，津田本町四丁目，津田本町五丁目の一部，津田西町一丁目の一部，津田西町二丁目の一部，津田浜之町の一部，津田海岸町の一部，新浜町一丁目の一部，新浜町二丁目，新浜町三丁目，新浜町四丁目の一部，新浜本町一丁目の一部，新浜本町二丁目の一部，新浜本町三丁目の一部，新浜本町四丁目の一部，西新浜町一丁目の一部及び西新浜町二丁目の一部

サ 蔵本町，南蔵本町の一部，蔵本元町，北島田町の一部，中島田町の一部，南島田町の一部，庄町，南庄町の一部，鮎喰町の一部，名東町の一部及び加茂名町の一部

シ 田宮町，北田宮一丁目の一部，北田宮二丁目の一部，北田宮三丁目，北田宮四丁目，南田宮一丁目，南田宮二丁目，南田宮三丁目，南田宮四丁目，春日町の一部，春日一丁目の一部，春日二丁目の一部，春日三丁目の一部，北矢三町一丁目，北矢三町二丁目的一部分，北矢三町三丁目的一部分，北矢三町四丁目，南矢三町一丁目，南矢三町二丁目及び南矢三町三丁目

ス 南二軒屋町の一部，南二軒屋町一丁目，南二軒屋町二丁目，南二軒屋町三丁目，城南町一丁目的一部分，城南町二丁目，城南町三丁目，城南町四丁目，沖浜町，沖浜，沖浜東，山城西の一部，山城町の一部，八万町の一部及び問屋町

セ 大谷町の一部，北山町の一部，方上町の一部，西須賀町，勝占町の一部，三軒屋町，大松町の一部，論田町の一部，雑賀町の一部及び大原町の一部

	ソ 丈六町の一部，渋野町の一部，八多町の一部及び多家良町の一部 タ 不動本町，不動西町の一部，不動北町の一部及び不動東町の一部 チ 入田町の一部 ツ 上八万町の一部，下町の一部及び一宮町の一部 テ 川内町の一部 ト 応神町の一部 ナ 国府町の一部
(2) 行政区域外給水区域	名西郡神山町阿野の一部，小松島市江田町の一部
2 給水人口	29万7,000人
3 1 日最大給水量	19万3,900立方メートル

(水道法に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正)

第2条 水道法に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成24年徳島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。

徳島市民病院事業条例の一部を改正する条例を定めるについて  
徳島市民病院事業条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

徳島市民病院事業条例の一部を改正する条例

徳島市民病院事業条例（昭和39年徳島市条例第56号）の一部を次のよう  
に改正する。

第4条第2項第11号を次のように改める。

(11) 耳鼻咽喉科

第4条第3項中「335床」を「307床」に改める。

第8条第2項中「よりがたい使用料等」を「より難い使用料等の額」に、「  
勘案し、」を「勘案して」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



消防事務手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて  
消防事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

消防事務手数料条例の一部を改正する条例

消防事務手数料条例（昭和42年徳島市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条中「各号の一」を「いずれか」に改める。

別表の2の項中「1, 180, 000円」を「1, 450, 000円」に、  
「1, 410, 000円」を「1, 720, 000円」に、「1, 590, 000円」を「1, 920, 000円」に、「1, 950, 000円」を「2, 360, 000円」に、「2, 270, 000円」を「2, 740, 000円」に、「4, 550, 000円」を「5, 640, 000円」に、「5, 820, 000円」を「7, 240, 000円」に、「7, 070, 000円」を「8, 790, 000円」に改め、同表の3の項及び4の項中「第2項第1号に掲げる」を「2の項第1号に掲げる」に、「第2項第2号に」を「2の項第2号に」に、「第2項第2号の」を「2の項第2号に掲げる」に、「第2項第3号」を「2の項第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

徳島市消防団員の定数，任用，給与，分限及び懲戒，服務等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市消防団員の定数，任用，給与，分限及び懲戒，服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

徳島市消防団員の定数，任用，給与，分限及び懲戒，服務等に関する条例の一部を改正する条例

徳島市消防団員の定数，任用，給与，分限及び懲戒，服務等に関する条例（昭和41年徳島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を削る。

第7条第1項を次のように改める。

年額報酬は，上半期分年額報酬（年（年額報酬の対象となる4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下この項において同じ。）の上半期（4月から9月までをいう。）に係る年額報酬をいう。以下同じ。）及び下半期分年額報酬（年の下半期（10月から3月までをいう。）に係る年額報酬をいう。以下同じ。）に分け，それぞれ年額報酬の2分の1に相当する金額を支給する。

第7条第3項第1号中「上半期分の年額報酬」を「上半期分年額報酬」に改め，同項第2号中「下半期分の年額報酬」を「下半期分年額報酬」に改める。

第8条第2項各号列記以外の部分中「に至った」を「こととなった」に改め，同項第1号中「又は第3号に該当するに至った」を「に該当することとなった」に改め，同項第2号中「とき」の右に「（第10条第1項又は第4項の規定に

より任命権者が承認した場合を除く。) 」を加える。

第10条を次のように改める。

(休団)

第10条 任命権者は、次に掲げる場合のいずれかに該当する団員が申請した場合であって、消防団の運営に支障がないと認めるときは、当該団員の休団(1年以上消防団活動を休止することをいう。以下この条において同じ。)を承認することができる。

(1) 妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由により、職務に従事することができない場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、長期にわたり職務に従事することができないと認められる場合

2 休団の期間は、1回の休団につき、3年を超えることができない。

3 休団をしている団員(以下この条において「休団員」という。)は、当該休団を開始した日から引き続き休団をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、任命権者に対し、当該休団の延長を申請することができる。

4 任命権者は、前項の申請を受けた場合であって、やむを得ないと認めるときは、当該申請に係る休団の延長を承認することができる。

5 休団員に対しては、休団の期間に係る年額報酬を支給しない。

6 休団員に対しては、次条、第12条並びに第13条第1号から第3号まで、第7号、第9号(維持管理に係る部分に限る。)及び第10号の規定は適用しない。

7 休団員は、消防団活動を再開する場合には、任命権者にその旨を届け出て、承認を受けなければならない。

8 前項の規定により消防団活動を再開することとなった団員の階級は、休団を開始した日に当該団員が属していた階級とする。

9 休団員が前条第1項の規定により停職の処分を受けたときは、第1項及び第4項の承認は、その効力を失う。

第13条第7号中「、直ちに」を「直ちに」に、「常に」を「、常に」に改め、同条第9号中「の維持管理に当たり」を「は、適正に維持管理し」に、「のほかは」を「以外において」に改める。

第16条中「の属する月の末日」を「以後における最初の3月31日」に改める。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、団員の定数、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1の備考を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるにつ  
いて

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 4 日提出

徳島市長 内 藤 佐和子

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

消防団員等公務災害補償条例（昭和 38 年徳島市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「消防団員」の右に「（以下「消防団員」という。）」を加える。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

第 2 条 消防団員がその身分を失った後においても、前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）を受ける権利は、影響を受けない。

第 3 条 消防団員が、公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、当該消防団員に係る損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例により損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。次に掲げる者が、消防作業、救急業務、水防又は応急措置の業務（以下「消防作業等」という。）に従事し、又は協力したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときも、同様とする。

(1) 消防法第 25 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 36 条第 8 項において準用する場合を含む。）又は第 29 条第 5 項（同法第 30 条の 2 及び第 36 条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定により消

防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）

(2) 消防法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）

(3) 水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）

(4) 災害対策基本法第65条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第2項において準用する同法第63条第2項の規定により応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）

第5条第1項中「前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）」を「損害補償」に改め、同条第2項第1号中「なつた」を「なつた」に改め、同項第2号中「なつた」を「なつた」に、「8,900円」を「9,100円」に改め、同条第3項中「の各号」を削り、「他の」を「他に」に、「みち」を「途」に、「もつて」を「もつて」に改め、同条第4項中「もつて」を「もつて」に改める。

第6条中「かかつた」を「かかつた」に改める。

第7条中「あつて」を「あつて」に改める。

第8条中「療養」を「療養」に改める。

第8条の2第1項中「公務により、又は」を「公務により又は」に改め、「の各号」を削り、「なつた」を「なつた」に改め、同項第1号中「治っていない」を「治っていない」に改め、同条第4項中「あつた」を「あつた」に、「に至つた」を「こととなつた」に改める。

第9条第1項中「治つた」を「治つた」に改め、同条第5項中「各号の」を削り、同条第7項中「公務又は、消防作業等」を「公務又は消防作業等」に、「よつて」を「よつて」に、「もつて」を「もつて」に改め、同条第8項中「あつた」を「あつた」に、「に至つた」を「こととなつた」に、「応ずる」を

「応じた」に改める。

第9条の2第1項中「なつた」を「なった」に、「あつて」を「あつて」に改める。

第11条第1項本文中「あつた」を「あつた」に、「あつて」を「あつて」に、「よつて」を「よつて」に改め、同項ただし書中「あつた」を「あつた」に、「あつては」を「あつては」に改め、同項第1号中「あつた」を「あつた」に改め、同条第2項中「あつた」を「あつた」に、「ときは、前項」を「場合における前項」に、「向かつて」を「向かつて」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第11条の2第4項中「の各号」を削り、「に至つた」を「こととなった」に改め、同項第2号中「なくなつた」を「なくなつた」に改める。

第11条の3第1項中「各号の」を削り、「に至つた」を「こととなった」に改め、同項第3号中「なつた」を「なった」に改め、同項第4号中「よつて」を「よつて」に改め、同項第6号中「なくなつた」を「なくなつた」に、「あつた」を「あつた」に改め、同条第2項中「に至つた」を「こととなった」に改める。

第11条の4第1項中「よつて」を「よつて」に改める。

第12条第1項中「各号の一」を「いずれか」に改め、同項第2号及び第3号中「よつて」を「よつて」に改め、同条第2項中「あつては」を「あつては」に改める。

第12条の3第1項ただし書中「あつては」を「あつては」に改め、同項第2号中「非常勤消防団員等」を「消防団員等」に改める。

第13条第2項から第4項までの規定中「よつて」を「よつて」に改める。

第14条の2中「あつては」を「あつては」に改める。

第15条中「，消防作業等若しくは救急業務」を「若しくは消防作業等」に、

「なつた」を「なった」に改める。

第16条第3項ただし書中「あつても」を「あつても」に改める。

第17条中「なつた」を「なった」に、「わからない」を「分からない」に改める。

第18条第1項中「支給しなかつた」を「支給していない」に、「あつて」を「あつて」に改め、同条第2項中「請求していなかつた」を「請求していなかつた」に改める。

第19条第1項中「あつた」を「あつた」に改め、同条第2項中「、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務」を「又は消防作業等」に改め、同条第3項中「なつた」を「なった」に改める。

第20条第1項中「理由」を「事由」に、「免がれる」を「免れる」に改め、同条第2項中「よつて」を「よつて」に、「理由」を「事由」に、「免がれる」を「免れる」に改め、同条第3項中「よつて」を「よつて」に、「行なつた」を「行った」に改める。

第22条中「、若しくは」を「若しくは」に改める。

第23条第1項中「支払つた」を「支払つた」に、「あつた」を「あつた」に、「かかる額」を「係る額」に改める。

附則第4条第1項及び第3項中「あつては」を「あつては」に改める。

附則第4条の2第2項中「先立つて」を「先立つて」に改め、同条第4項及び第6項中「あつては」を「あつては」に改める。

附則第5条第2項中「先立つて」を「先立つて」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「非常勤消防団員等」を「消防団員等」に、「であつて」を「であつて」に、「なつた」を「なった」に、「行つた」を「行った」に、「あつては」を「あつては」に改め、同項第1号中「行つた」を「行った」に、「あつては」を「あつては」に改め、同条第8項中「あつては」を「あつては」



に改める。

附則第5条の2第1項中「非常勤消防団員等」を「消防団員等」に改め、同条第2項中「公務により、又は」を「公務により又は」に、「救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事した」を「協力した」に、「非常勤消防団員等」を「消防団員等」に、「あつて」を「あつて」に、「よつて」を「よつて」に、「あつた」を「あつた」に改め、同条第3項中「あつては」を「あつては」に改める。

附則第6条第1項中「なつた」を「なつた」に改め、同項の表中「あつては」を「あつては」に改め、同条第2項の表以外の部分中「なつた」を「なつた」に改め、同項の表中「なつた」を「なつた」に、「あつては」を「あつては」に改め、同条第3項の表以外の部分中「なつた」を「なつた」に、「あつては」を「あつては」に改め、同項の表中「あつては」を「あつては」に改め、同条第4項中「なつた」を「なつた」に改め、同条第5項中「あつては」を「あつては」に改め、同項の表中「なつた」を「なつた」に改め、同条第7項第1号中「非常勤消防団員又は非常勤水防団員」を「消防団員」に改め、同項第2号中「消防作業従事者等」を「消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者」に改める。

別表中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に、「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に改め、同表の備考第1項中「非常勤消防団員又は非常勤水防団員」を「消防団員」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。